

誓 約 書

年 月 日

広 島 市 長 様

本店所在地

名 称

当社は次の事項について誓約します。

- ・ 卸売を受けたい市場における取引業務において、卸売業者との契約等に基づいて、代金決済を確実に履行すること
- ・ 卸売を受けたい市場における従来の取引業務において、代金決済が確実に履行されていない事実がないこと
- ・ 広島市中央卸売市場業務条例施行規則第 3 1 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定に該当しない者であること
- ・ 卸売市場法及び広島市中央卸売市場業務条例その他関係法規を遵守すること

代表者氏名

当社の業務を執行する下記の役員は、広島市中央卸売市場業務条例施行規則第 9 条第 1 項第 2 号ア又はイに該当しない者であることを誓約します。

記

役 職	氏 名

【条例抜粋】

第18条 (省略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項に規定する卸売を受けることができない。

- (1) 卸売の相手方として必要な知識、経験又は資力信用を有しない者
- (2) その他市場における卸売に参加することが適当でないと認められる者として規則で定める者

3 (省略)

4 売買参加者は、第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は卸売業者からせり売若しくは入札の方法による卸売を受ける必要がなくなったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 (省略)

【規則抜粋】

第31条 (省略)

2 条例第18条第2項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第9条第2項第1号又は第2号に掲げる者
- (2) 条例第18条第4項の規定による届出（同条第2項第1号又は前号若しくは次号に該当することとなった旨の届出に限る。）をした者で、その届出が受理された日から起算して3年を経過しないもの
- (3) 法人であって、その役員のうちに第9条第1項第2号ア又はイに該当する者があるもの

第9条 条例第5条第3項第4号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) (省略)
- (2) その役員のうちに次のいずれかに該当する者がある者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

2 条例第5条第4項第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 前項第2号ア若しくはイ、第3号又は第4号に掲げる者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) (省略)

【要領抜粋】

第3条 条例第18条第2項第1号に規定する「卸売の相手方として必要な知識、経験又は資力信用を有しない者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 個人にあっては住所地、法人にあっては本店所在地の市町村税の滞納がある者
- (2) 店舗又は事業所を設けていない者
- (3) 届出日の直近事業年度が債務超過である者（開業日から1年を経過していない個人で、他の売買参加者からの事業承継により届出を行う者を除く。）
- (4) 保健所において、食品衛生法に基づく手続を適切に行っていない者（卸売を受けたい取扱品目が花きの場合を除く。）
- (5) 卸売を受けたい市場における取引業務において、卸売業者との契約等に基づいて、代金決済が確実に履行されない者
- (6) 卸売を受けたい市場における従来の取引業務において、代金決済が確実に履行されていない者